

浄化槽法の一部改正について

令和元年6月12日参议院本会議で成立

背景

- 清らかなせせらぎを取り戻し、湖や海の水質を守るために合併処理浄化槽が必要。
- 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で多く残存し、老朽化による破損・漏水も懸念され、早急な転換が必要。
- 定期検査の受検率は40%と低く、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化が必要。
- 「単独処理浄化槽の転換」と「浄化槽の管理の向上」を同時に実現することが必要。

単独処理浄化槽の転換

- そのまま放置すると支障が生ずるおそれのある単独浄化槽の除却等の指導助言権限を行政に付与（併せて宅内配管も含めた合併浄化槽転換に支援）

上部破損



単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去 合併浄化槽設置 配管工事

単独転換には宅内配管も含めた工事が必要

- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。（約6,000件）
- 生活排水の垂れ流しのみならず公衆衛生に支障を生じる可能性

（数字は1人1日あたりのBOD量）

処理前	処理後
し尿 40g	し尿 32g
し尿 13g	し尿 5g
炊事 18g	炊事 18g
その他生活排水 9g	その他生活排水 9g
残り汚泥 4g	

8倍の汚濁負荷

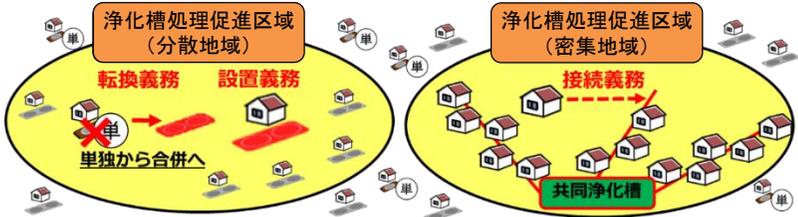
垂れ流し



合併処理浄化槽 単独処理浄化槽

- 単独処理浄化槽の汚濁負荷は合併処理浄化槽の約8倍。生活雑排水は垂れ流し

- 自然的経済的社会的観点から、市町村の浄化槽処理促進区域の指定
- 区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度の創設（単独浄化槽等を使用する住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）



浄化槽の管理の向上

- 関係者の情報提供を通じた行政による浄化槽台帳整備の義務化及び休止手続き（休止前に清掃することで休止中の維持管理免除）の明確化

浄化槽台帳システムのイメージ

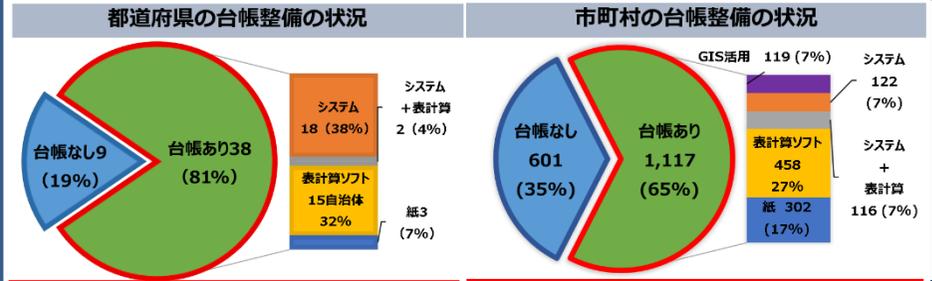


- 都道府県等
 - ・設置届
 - ・廃止届
- 検査機関
 - ・7条検査
 - ・11条検査
- 保守点検業者
 - ・保守点検結果
 - ・水質結果
- 清掃業者
 - ・清掃結果

データの収集・共有

クラウドサーバー

- 維持管理状況等の的確な把握によりきめ細かな管理・指導が可能
- 浄化槽管理の更なる適正化を推進
- 関係者の連携による精度の向上が必要



- 約20%が台帳未整備
- システムによる台帳管理は約40%
- 約35%が台帳未整備
- GIS活用も含めたシステムによる台帳管理は約20%

- 行政や浄化槽関係者等を構成員とした協議会の設置（浄化槽管理者に対する支援や浄化槽台帳の作成、公共浄化槽の設置等に関して必要な協議を実施）
- 保守点検業の登録時に浄化槽管理士の研修の機会の確保を要件化

維持管理講習会の様子



- 浄化槽の性能の高度化に伴い、高い維持管理技術が求められている
- 保守点検業の登録更新時に研修会受講等浄化槽管理士の質を確保策を要件化

- 環境大臣の責務規定として、都道府県知事に対して定期検査に関する事務の助言や支援に努めることを明記（定期検査の受検率が低い都道府県を念頭）

施行日：公布日から1年以内で政令で定める日